

## 特別支援教育サポーター派遣事業 実施要項

### 1 趣旨

明石市立小・中学校（以下「小・中学校」という）に在籍するLD等の発達障害を含む特別な教育的支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育サポーターを派遣し、児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた支援を行い、特別支援教育の充実を図る。

### 2 資格

教員、臨床療法士、理学療法士、作業療法士等、将来、障害のある人への教育、福祉関係の仕事に携わろうとする者、又は、特別支援教育や福祉に関心のある者。

### 3 サポーター派遣基準

- (1) 急な事故や病気等により学習面・生活面での介助が必要となった場合。
- (2) 自傷・他傷行為・多動・徘徊等により本人及び他の児童生徒に危害が及ぶような場合。
- (3) 学級での共同生活が混乱し、学習指導を正常に行うことができなくなる場合。

※サポーターの派遣にあたっては、実情の調査及び教育効果等についての十分な検討を行い派遣する。

### 4 派遣期間等

- (1) 当年4月から翌年2月までの期間。
- (2) 派遣期間は3ヶ月を上限とする。
- (3) 派遣は、週あたり2日以内、1日あたり4時間以内までとする。
- (4) 派遣日、派遣時間については、教育委員会において別に定める。

### 5 サポーターの役割

サポーターは、特別支援教育に関する計画に基づき、小・中学校における特別な支援を要する児童生徒に対し、教職員と連携し、学校生活全般の支援を行う。

### 6 サポーターへの謝礼等

- (1) 1時間につき、1,086円（税込）を支給する。
- (2) 通勤距離が2km以上の場合に、日額2,619円を限度として出勤回数により交通費を支給する。
- (3) 確定申告に必要である源泉徴収票については、翌年1月末日までにサポーターに送付する。

### 7 サポーターの統括

- (1) サポーターの派遣を受ける小・中学校の校長は、教育委員会と常に連携調整し、サポーターを監督する。

(2) 教育委員会におけるサポーターの活動の統括は学校教育課が行う。

## 8 報告

(1) サポーター派遣先校は翌月5日までに「特別支援教育サポーター出勤表」「特別支援教育サポーター報告書」を教育委員会学校教育課へ校務支援システム発送簿にて提出する。

## 9 公務災害

公務上の災害については、法令に基づく災害補償制度が適用される。

附 則 この要項は平成27年4月8日から適用する。

附 則 この要項は平成28年4月8日から適用する。

附 則 この要項は平成29年4月7日から適用する。

附 則 この要項は平成30年4月9日から適用する。

附 則 この要項は平成30年10月1日から適用する。

附 則 この要項は2019年4月8日から適用する。

附 則 この要項は2019年10月1日から適用する。

附 則 この要項は令和2年4月7日から適用する。

附 則 この要項は令和3年4月7日から適用する。

附 則 この要項は令和5年4月10日から適用する。

附 則 この要項は令和6年4月8日から適用する。